

◎佐賀県条例第6号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の中欄に掲げる事務及び知事が処理する<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報の提供</u>を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の中欄に掲げる事務及び知事が処理する<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報の提供</u>を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。